

岐阜県公報

第 八 十 八 号
令和 二 年 三 月 十 三 日
(金曜日)

目 次

規 則

- 岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住 宅 課) 一五〇^{ページ}
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (出 納 管 理 課) 一五五

公 安 委 員 会 規 則

- 岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 (交 通 規 制 課) 一五五

告 示

- 保安林の解除をしようとする旨の通知 (治 山 課) 一五五
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (同) 一五六
- 都市計画ごみ焼却場事業の認可 (都市政策課) 一五七
- 都市計画火葬場事業の認可 (同) 一五八
- 都市計画事業認可 (都市整備課) 一五八
- 土岐都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (同) 一五八
- 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターの使用料及び手数料の徴収事務に関する告示 (希望が丘こども医療福祉センター) 一五九
- 保安林に指定する予定 (下呂農林事務所) 一五九
- 保安林の指定 (同) 一五九

公 示

- 認定鳥獣捕獲等事業者の変更認定に関する件 (環境企画課) 一六〇
- 認定鳥獣捕獲等事業者の変更の届出に関する件 (同) 一六〇

- 基本測量の終了 (用 地 課) 一六〇
- 公共測量の実施 (同) 一六一
- 公共測量の終了 (同) 一六一
- 競争入札に参加する者に必要な資格に関する件 (出 納 管 理 課) 一六二

規 則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則（昭和三十六年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項を次のように改める。

3 条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第一条第三号に規定する収入（その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、知事が認定した額。以下この章において「所得」という。）が十五万八千円以上四十八万七千円以下とする。

第二十一条の四中「収入」を「~~収入~~」に、「所得」を「~~所得~~」に改める。
別記第一号様式表面中

「
明大
昭平
・ ・
」を「
・ ・
」に改める。
「
・ ・
」を「
・ ・
」に改める。
別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条、第21条、第21条の4関係）

岐阜県知事 様

年 月 日

氏名 ㊟

請 書

年 月 日下記住宅の入居決定を受けましたので、入居の上は岐阜県県営住宅条例及び岐阜県県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守ります。保証人は、入居者と連帯して家賃その他債務についてその義務を負担します。

家賃	月額	金	円
建物表示	所在地		
	住宅名		
	住宅番号		
入居者	現住所		
	氏名等	㊟ 年 月 日生	
連帯保証人	現住所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）	電話< > 局 番	
	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	㊟ (実印)	
	生年月日	年 月 日生	入居者との関係
	極度額	金 円	
	職業等	職 業	年 収 入 円
	勤務先	所在地	電話< > 局 番
	名 称		

- 備考 1 極度額欄に家賃月額額の6ヶ月分の金額を記入すること。
- 2 連帯保証人（個人である場合に限る。）の収入証明書を添付すること。
- 3 連帯保証人（個人である場合に限る。）は、入居者の債務を負担できる程度の収入があること。
- 4 連帯保証人の印鑑証明書を添付し、その印で押印すること。
- 5 生年月日欄、職業等欄及び勤務先欄にあつては、個人である場合のみ記入すること。

第3号様式の2（第6条、第21条、第21条の4関係）

別記第三号様式の二を次のように改める。

岐阜県知事様

年 月 日

住所
氏 名
電話番号

㊟

連帯保証人変更届

このことについて、下記のとおり連帯保証人が変更になりましたので、届け出ます。

記

建物表示	所在地				
	住宅名				
	住宅番号				
旧連帯保証人	氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）				
新連帯保証人	現住所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）			電話< > 局 番	
	氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	㊟ (実印)			
	生年月日	年 月 日生		入居者との関係	
	極度額	金 円			
	職業等	職業	年収入	円	
	勤務先	所在地	電話< > 局 番		
	名 称				
変更の理由	1 旧連帯保証人の死亡 2 破産手続開始の決定 3 その他（ ）				

- 備考
- 1 極度額欄に届出を行う際の家賃月額額の6ヶ月分の金額を記入すること。
- 2 連帯保証人（個人である場合に限る。）の収入証明書を添付すること。
- 3 連帯保証人（個人である場合に限る。）は、入居者の債務を負担できる程度の収入があること。
- 4 連帯保証人の印鑑証明書を添付し、その印で押印すること。
- 5 生年月日欄、職業等欄及び勤務先欄にあつては、個人である場合のみ記入すること。

別記第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第10条関係）

収 入 報 告 書

岐阜県知事様
公営住宅法第16条第1項の規定により、私及び同居者の 年 月 日から 年 月 日までの年間所得額（控除等を証する書類を含む。）を次のとおり報告します。

団 地 建 物 住 戸 名義人コード		年 月 日								
電 話 番 号										
携 帯 番 号										
入居者氏名										
管理入										
続柄	同居・別居	氏 名	性 別	生 年 月 日	職業又は勤務先 (電話番号)	前回報告以後に転出又は転入 (出生、本人との婚姻)による同居者異動届内容	年 月 日 転出・転入 []	年 間 所 得 額	諸 控 除 該 当 欄	摘 要 欄
							年 月 日 転出・転入 []		親 族 特 扶 老 配 障 害 特 障 寡	
							年 月 日 転出・転入 []			
							年 月 日 転出・転入 []			
							年 月 日 転出・転入 []			
							年 月 日 転出・転入 []			
							年 月 日 転出・転入 []			

備考 個人番号届出書(別記第1号様式の2)を添付すること(前年に添付した者を除く。)。ただし、個人番号の提供を希望しない者は、収入を証する書類を添付すること。

第18号様式（第13条、第21条、第21条の4関係）

別記第十八号様式を次のように改める。

管理人経由
印

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

県 営 住 宅 入 居 承 継 申 請 書

次のとおり県営住宅の入居を承継したいので、承認されるよう申請します。

承継する住宅	団 地 名	棟 別	部 屋 番 号			
現名義人と申請人との続柄	現名義人					
	氏 名		続柄			
申請人が、この住宅に居住した期間	入居期日 年 月 日～ 年 月					
承継理由の生じた日	年 月 日					
理 由						
入居者及び家族の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	年 間 所 得 金 額	同別居の別
					円	同居・別居
	収 入 円					
敷金に関する一切の権限を申請人に譲渡します。						
現名義人氏名						印

注 1 申請者と入居者との続柄が判明する書類を添付すること。

2 死亡その他の事由により現名義人の署名が困難な場合は、省略して差し支えないこと。

附 則 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第一号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第一号様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。 岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和二年三月十三日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第十九号 岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）の一部を次のように改正する。 第八条を次のように改める。 （郵便等による入札） 第八条 知事は、特定調達契約につき、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。 附 則 この規則は、令和二年四月一日から施行する。			公安委員会規則 岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和二年三月十三日 岐阜県公安委員会 委員長 林 正 子 岐阜県公安委員会規則第一号 岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。 別表第三東海環状自動車道の項中「土岐郡笠原町字深山」を「多治見市笠原町字深山」に、「関市広見字昭和新田地内 関広見インターチェンジ」を「山県市大字西深瀬字宮前一四三四番三地先 山県インターチェンジ」に改める。 附 則 この規則は、令和二年三月二十日から施行する。		告 示 岐阜県告示第九十六号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。 令和二年三月十三日 岐阜県知事 古 田 肇 解除予定保安林の所在場所
---	--	--	---	--	---

高山市丹生川町池之俣字平池二五四の七

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市朝日町寺附字城ヶ尾一二二の二、一二四の三、字ハタシロ前平一三三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町東方字西ヶ洞三八五の二八、三八五の二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ヶ洞三八五の二八・三八五の二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町初納字前平六六一、六六二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市和佐字から谷一〇四六（次の図に示す部分に限る。）、一〇三五、一〇四五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町和泉字山田一四〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、一四〇八の一から一四〇八の三まで、字下街道一一三九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下街道一一三九の一・字山田一四〇五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四〇八の一から一四〇八の三まで

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画ごみ焼却場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原市ごみ焼却場施設設備維持補修事業 第一号 各務原市ごみ焼却場

三 事業施行期間

令和二年三月十三日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 なし

使用の部分 なし

岐阜県告示第百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画火葬場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原市都市計画火葬場事業 第一号 瞑想の森 市営斎場

三 事業施行期間

令和二年三月十三日から

令和五年三月二十日まで

四 事業地

収用の部分 なし

使用の部分 なし

岐阜県告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、高山都市計

画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

高山都市計画道路事業 三・五・十一号 松之本千島線

三 事業施行期間

告示日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県高山市千島町地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十七年岐阜県告示第百一十一号 土岐都市計画道路事業 三・四・一号 土岐市停車場線、土岐都市計画道路事業 三・五・五号 新土岐津線

三 事業施行期間

平成二十七年四月十七日から
令和三年三月三十一日まで
四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

岐阜県告示第百六号

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十二号）別表に規定する使用料及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）別表第一四十八の表に規定する手数料の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託事務の内容	委託期間
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河 台二丁目九番地	岐阜県立希望が丘こども医療 福祉センターの使用料及び手 数料の収納事務	令和二年四月一日から 令和五年三月三十一日 まで

岐阜県告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市久野川字大平一三九二の二三、一三九二の二四、一三九二の三一、一三九二の六四

二 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市萩原町上呂字森六一三の一、六二三の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

公 示

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○認定鳥獣捕獲等事業者の変更認定に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七第一項の規定により認定鳥獣捕獲等事業者の変更の認定を行ったので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更認定年月日

令和二年二月十日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称等

1 名称

特定非営利活動法人 Wildlife Service Japan

2 住所

岐阜市折立二三〇番地一 千万アパートへ四九

3 代表者の氏名

森元 萌弥

4 1の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合するものである。

○認定鳥獣捕獲等事業者の変更の届出に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第三項の規定による変更の届出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称

有限会社 中津川清掃

二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

中津川市千旦林一六二番地の九二

三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

後藤 清一

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

三 作業期間

令和元年八月二十七日から

令和二年二月二十一日まで

四 作業地域

関市、中津川市、恵那市、下呂市、加茂郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同

郡白川町及び同郡東白川村

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業期間

令和二年二月二十六日から
令和二年三月三十一日まで

四 作業地域

海津市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量、用地幅杭設置測量）

三 作業期間

令和元年五月十日から
令和二年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

令和元年十月七日から
令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

郡上市及び高山市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり

公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和元年十月二十一日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

多治見市、瑞浪市、恵那市及び土岐市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（道路台帳附図作成）

三 作業期間

令和元年十月二十一日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

土岐市

○競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、令和二年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七條の五第二項（同令第百六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

令和二年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 医療用機器類
- 3 被服類
- 4 自動車類
- 5 燃料
- 6 電力
- 7 家具類
- 8 事務用品類
- 9 凍結防止剤
- 10 書籍
- 11 交通信号灯器
- 12 その他の陸上運送サービス
- 13 電気通信サービス
- 14 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 15 建築物の清掃サービス

- 16 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- 17 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス
- 18 その他

二 資格

地方自治法施行令第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への登録

名簿への登録を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第二百六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計、建築設備設計及び森林整備業務の請負にあつては、県内に主たる事業所を有する者の場合に限る。）。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九条第一項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四条第一項又は第七十四条の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。
 - (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っ

ていること。

- (2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていること。
- 8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の登録を受けていること。
- 9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の登録を受けていること。
- 10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の登録を受けていること。
- 11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けていること。
- 12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三条第一項の登録を受けていること又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。
- 13 第六号から前号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。
 - (1) 林業技士

林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者
 - (2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）

林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者
 - (3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者 (4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者				
四 有効期間等 1 有効期間 資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。 名簿への登録は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たしているのと認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときになされます。 なお、森林整備業務の請負に係る名簿については令和三年三月三十一日をもって、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント業務、建築設計及び建築設備設計業務の請負に係る名簿については令和四年三月三十一日をもって、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿については令和五年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。 2 更新 有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に改めて名簿に登録されなければなりません。 五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分 二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。 1 土木一式工事				
予	定	価	格	等級区分

六 資格に関する文書の入手方法 資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページアドレスは、次のとおりです。 1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計の請負 〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県県土整備部技術検査課建設業係 電話番号 〇五八―二七二―八五〇四 ホームページアドレス https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/simeinegai.html				
2 建築一式工事				
3 電気工事及び管工事				
予	定	価	格	等級区分
四千万円以上				A
千五百万円以上四千万円未満				B
千五百万円未満				C
予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以上五千万円未満				B
二千五百万円未満				C
予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A
六百万円以上二千万円未満				B
六百万円未満				C

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 ○五八―二七―八五二六

ホームページアドレス <https://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 ○五八―二七―八七二五

ホームページアドレス https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index_6831.html

令和二年三月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社